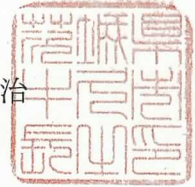


牛久市告示第 131 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年6月10日

牛久市長 根本 洋 治



1. 都市計画の種類  
生産緑地地区

2. 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	12	駅東第1号	牛久市中央3丁目の一部	約0.19ha
新				廃止
旧	26	牛久・南裏第1号	牛久市牛久町の一部	約0.42ha
新				廃止
旧	29	牛久・南裏第4号	牛久市牛久町の一部	約0.07ha
新				廃止
旧	36	女化第1号	牛久市さくら台2丁目の一部	約0.19ha
新				約0.17ha

3. 縦覧場所

牛久市役所建設部都市計画課

# 計 画 書

## 竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更(牛久市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備 考			
	番 号	名 称	面 積	
約 7.5 ha	1	猪子 第1号地区	約 0.28 ha	
	2	柏田 第1号地区	約 0.10 ha	
	3	柏田 第2号地区	約 0.30 ha	
	5	上柏田 第1号地区	約 0.16 ha	
	6	田宮 第1号地区	約 1.12 ha	
	7	田宮 第2号地区	約 0.45 ha	
	8	田宮 第3号地区	約 0.07 ha	
	9	田宮 第4号地区	約 0.30 ha	
	10	田宮 第5号地区	約 0.13 ha	
	11	田宮 第6号地区	約 0.22 ha	
	16	牛久・五反田 第1号地区	約 0.24 ha	
	17	牛久・五反田 第2号地区	約 0.06 ha	
	18	牛久・大流 第1号地区	約 0.29 ha	
	19	牛久・大流 第2号地区	約 0.07 ha	
	20	牛久・大流 第3号地区	約 0.06 ha	
	21	牛久・大流 第4号地区	約 0.14 ha	
	22	牛久・籠田 第1号地区	約 0.52 ha	
	23	牛久・北浦 第1号地区	約 0.22 ha	
	24	牛久・北浦 第2号地区	約 0.06 ha	
	25	牛久・北浦 第3号地区	約 0.06 ha	
	27	牛久・南裏 第2号地区	約 0.13 ha	
	28	牛久・南裏 第3号地区	約 0.06 ha	
	30	牛久・南裏 第5号地区	約 0.18 ha	
	31	牛久・南裏 第6号地区	約 0.06 ha	
	32	牛久・南裏 第7号地区	約 0.23 ha	
	34	城中 第1号地区	約 0.11 ha	
	35	富士久保 第1号地区	約 0.25 ha	
	36	女化 第1号地区	約 0.17 ha	
	37	女化 第2号地区	約 0.19 ha	
	38	北部 第1号地区	約 0.77 ha	
	39	東下根 第1号地区	約 0.22 ha	
	40	東下根 第2号地区	約 0.14 ha	
	41	東下根 第3号地区	約 0.14 ha	
		合 計		約 7.50 ha

位置及び区域は計画図表示のとおり

### 理 由

駅東第1号生産緑地地区、牛久・南裏第4号生産緑地地区及び牛久・南裏第1号生産緑地地区の一部において、生産緑地法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除されたことに加え、牛久・南裏第1号生産緑地地区では、道連れ解除による区域・面積の変更や、女化第1号生産緑地地区において、地積の修正により面積の変更が生じたため、本案のとおり、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更するものである。




# 竜ヶ崎・牛久都市計画区域

## 総 括 図

凡 例	
	今回変更
	変更前
	既決定

凡例	面積	凡例	面積
1 埴子第1号生産緑地地区	約 0.28 ha	23 牛久・北浦第1号生産緑地地区	約 0.22 ha
2 埴子第2号生産緑地地区	約 0.10 ha	24 牛久・北浦第2号生産緑地地区	約 0.06 ha
3 埴子第3号生産緑地地区	約 0.30 ha	25 牛久・北浦第3号生産緑地地区	約 0.06 ha
4 上埴子第1号生産緑地地区	約 0.16 ha	26 牛久・南裏第1号生産緑地地区 (今回廃止)	約 0.42 ha
5 田宮第1号生産緑地地区	約 1.12 ha	27 牛久・南裏第2号生産緑地地区	約 0.13 ha
6 田宮第2号生産緑地地区	約 0.45 ha	28 牛久・南裏第3号生産緑地地区	約 0.06 ha
7 田宮第3号生産緑地地区	約 0.07 ha	29 牛久・南裏第4号生産緑地地区 (今回廃止)	約 0.07 ha
8 田宮第4号生産緑地地区	約 0.30 ha	30 牛久・南裏第5号生産緑地地区	約 0.18 ha
9 田宮第5号生産緑地地区	約 0.13 ha	31 牛久・南裏第6号生産緑地地区	約 0.06 ha
10 田宮第6号生産緑地地区	約 0.22 ha	32 牛久・南裏第7号生産緑地地区	約 0.22 ha
11 田宮第7号生産緑地地区 (今回廃止)	約 0.19 ha	33 城東第1号生産緑地地区	約 0.11 ha
12 田宮第8号生産緑地地区 (今回廃止)	約 0.24 ha	34 富士久保第1号生産緑地地区	約 0.25 ha
13 牛久・五反田第1号生産緑地地区	約 0.24 ha	35 文化第1号生産緑地地区	約 0.17 ha
14 牛久・五反田第2号生産緑地地区	約 0.06 ha	36 文化第2号生産緑地地区	約 0.19 ha
15 牛久・大流第1号生産緑地地区	約 0.29 ha	37 北都第1号生産緑地地区	約 0.77 ha
16 牛久・大流第2号生産緑地地区	約 0.07 ha	38 東下根第1号生産緑地地区	約 0.22 ha
17 牛久・大流第3号生産緑地地区	約 0.06 ha	39 東下根第2号生産緑地地区	約 0.14 ha
18 牛久・大流第4号生産緑地地区	約 0.14 ha	40 東下根第3号生産緑地地区	約 0.14 ha
19 牛久・龍田第1号生産緑地地区	約 0.52 ha		



区分 廃止  
地区名 牛久・南裏第1号生産緑地地区  
面積 約0.42ha  
理由 区域の一部について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限が解除されたことに加え、残りの区域が道連れ解除となるため

区分 廃止  
地区名 牛久・南裏第4号生産緑地地区  
面積 約0.07ha  
理由 生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限が解除されたため

区分 廃止  
地区名 駅東第1号生産緑地地区  
面積 約0.19ha  
理由 生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限が解除されたため

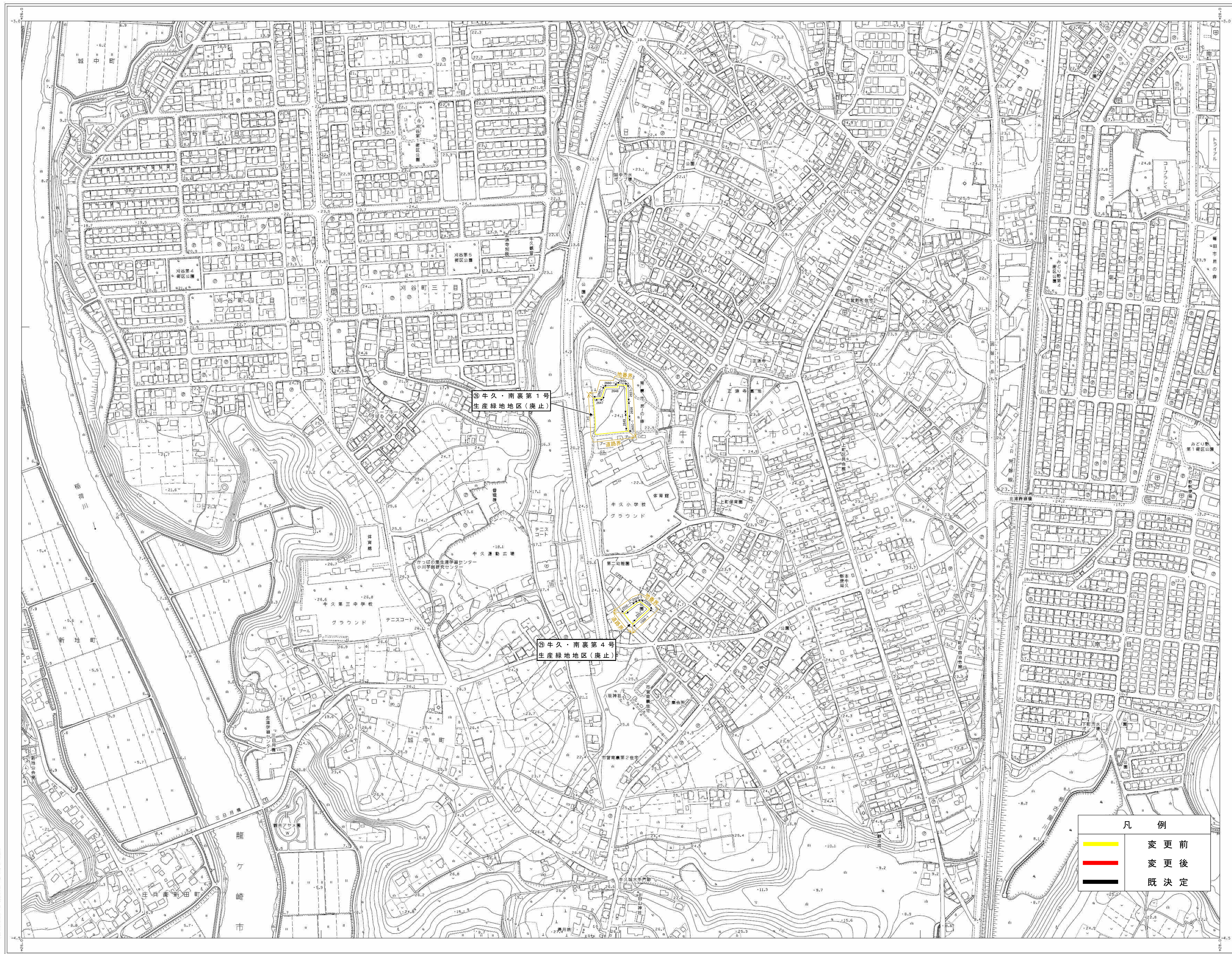
区分 面積の変更  
地区名 文化第1号生産緑地地区  
面積 約0.07ha  
理由 地積の修正により、面積が約0.19haから約0.17haに減少となったため

	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	高度利用地域
	防火地域
	準防火地域
	首都圏近郊緑地保全区域
	生産緑地地区
	地区計画地区
	自動車専用道路 (路央道)
	都市計画街路
	牛久運動公園
	近隣公園
	街区公園
	都市計画法第34条第14号
	下水道ポンプ場
	都市施設 (市場・ゴミ焼却場・火葬場)



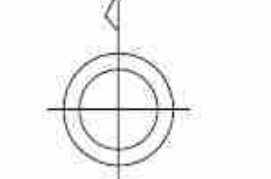
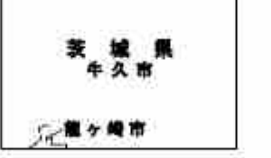






1								
2	3							
4	5	6						
7	8	9						
10	11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31	32		
33	34						35	36

行政区画



記号

緑地	4.37,2	3	1	1
農地	12.0,4	2	2	2
雑草	14,8	3	3	3
公園	37,2	4	4	4
公園	12,0,4	5	5	5
公園	25,6	6	6	6
公園	18,7	7	7	7

石	井	社	...	門
十	字	路	...	路
大	字	路	...	路
印	...	...	...	...
X	...	...	...	...
Y	...	...	...	...
...	...	...	...	...

...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

凡 例	
— (Yellow)	変更前
— (Red)	変更後
— (Black)	既決定

朝日航洋株式会社製

平成23年 測量 1  
 1. 撮影 平成20年11月  
 2. 撮影 平成22年 8月  
 3. 撮影 平成23年 6月

1. 基準点: 国土院指定の三角点・水準点及び水準点設置基準  
 2. 基準面: 平均海面  
 3. 縮尺: 縮尺1:2,500

1:2,500  
 0 100 200 300 400 500m

この測量は、国土院指定の基準点及び水準点を基として行われ、測量法の定めるところによるものである。  
 (測量番号) 平22測設第1,25号

牛久市建設部都市計画課



